

無断転用・複製禁止

注意事項

- 1 この証は行商をする場合には必ず携帯し、警察官から要求されたら提示して下さい。
- 2 この証は人に貸与したり、譲ったりしてはいけません。
- 3 この証がなくなったり、著しく汚れたりした場合には、すぐに管轄の警察署に届けて下さい。
- 4 この証を拾った方は、最寄りの警察へ届けて下さい。

第 527 号

金属くず取扱業届済証 (居商)
(行商)

平成 15.10.24

岡山県公安委員会

無断転用・複製禁止

